

公共政策における「交差性」概念の有効性と課題 —— 理論的枠組みと批判的実践という観点から

高橋麻美

(お茶の水女子大学・院)

近年、多様性の尊重が政策課題として顕在化する中、政策過程において人々の様々な差異をめぐる不平等や差別への理解を拡大し、応答することが喫緊の課題となっている。本研究ではこうした問題意識から「交差性 (intersectionality)」概念に着目し、先行研究を足掛かりとしながらその概念の特徴を整理し、政策に導入する意義と課題を検証した。

社会運動にルーツを持つ交差性概念には、複雑な抑圧構造とその関係性を捉える理論的枠組みと、社会的正義を志向する批判的実践という2つの側面がある。この2つの側面は、社会の様々な不平等を内包する政策過程において有効である。交差性の視点からの政策分析は、異なる対象への影響や政策の権力作用を明らかにし、公正な社会構築に向けて政策過程を批判的に捉えなおす契機となる。しかしながら、概念の実践的な使用は未だ模索段階にあり、方法論の精緻化及び日本の政策文脈に着目した実証的な分析の推進が今後の課題である。

キーワード

交差性、公共政策、社会的不平等、多様性、フェミニスト政策研究

I. はじめに

日常のあらゆるところで「多様性」という言葉を見かける。テレビや雑誌での特集、学校案内のパンフレット、企業の成長戦略の中で目にすることもあれば、市民講座のテーマや地方自治体が制定する条例でも使用されている。では具体的に、多様性が尊重される社会とはどのような社会なのだろうか。『平成30年版厚生労働白書』で

は、特集の中で「包摂と多様性がもたらす持続的な社会」について述べている。同白書では、全ての人が包摂される社会とは多様性が認められる社会であるとし、そうした社会の実現とは、世代や背景の異なる全ての人々が、身近な地域にどのような状況でも参加でき、個性や能力を発揮しながら、他者から承認される地域共生社会の

構築であるとしている（厚生労働省 2018: 212）。

しかしながら、多様性の尊重というフレーズは身近になっているものの、現実においてそうした社会は実現していると言えるだろうか。異なる属性を持つ「誰も」が「どのような状況」でも、等しく社会に包摂されているだろうか。残念ながら、その問いを反証する事例は多く見られる。例えば2019年以降、女性外国人技能実習生が出産した新生児を遺棄する事件が相次いで報道された。こうした事件の背景として、本来なら妊娠や出産を理由とする不当な扱いは禁じられているものの、それが技能実習生の現場で十分に認知されていない実態が指摘されている。ただ、問題は周知を図れば解決するものではない。双子を出産しその遺体を自室に放置したとして、死体遺棄罪で起訴されたベトナム人技能実習生は、「強制帰国が怖くて誰にも相談できなかった」と述べている¹。妊娠・出産という重要なライフイベントが誰にも相談できない実態、また「強制帰国」という懲罰的な言葉が示唆するのは、技能実習生として来日した外国人女性が、労働者としての権利だけでなく性と生殖に関する権利も保障されず、地域の中で孤立無援に追い込まれている状況である。それは誰もが承認、包摂されている共生社会とは程遠い。

このように多様性の尊重が求められる一方で、フレーズを強調すれば誰もが人間ら

しく生きられる社会が達成できるわけではない。特に、社会的格差や分断が懸念される中、政策的に取り組む重要性は高いが、上記の外国人技能実習生の事例が示すように、制度や政策が対象の主体性を阻害し、脆弱性を深める場合もある。多様性の尊重が美辞麗句に終わることなく、政策過程において一人ひとりの具体性、特に人々の様々な差異をめぐる不平等や差別への理解を拡大し、応答することが喫緊の課題である。本研究はこうした課題に応えるべく、ジェンダー、エスニシティ、階級、障害、セクシュアリティなどの様々なカテゴリーが関連し交差することに着目する「交差性（intersectionality）」概念を取り上げ、その概念が政策形成にもたらす示唆について考えようと試みるものである。近年、日本でも注目を集めている交差性概念とは、カテゴリーの交差する地点に固有の経験があることを前提に、社会的不平等や差別構造の複雑さを説明する概念として有効性が指摘されてきた。概念が持つ有効性が、政策対象の生の複雑さや政策の権力作用の理解に繋がるのであれば、多様な差異を平等に包含する政策構築に向けた重要な手がかりとなる。

本研究ではこうした問題意識から、交差性概念に着目し、北米を中心とする先行研究を足掛かりとしながら、その概念の特徴を整理し、政策に導入する意義と課題を明らかにすることを目的とする²。全体の構成

1 「広域 外国人実習生 妊娠で継続困難637件 厚労省初統計、違法事例も」『神奈川新聞』2021年5月14日、朝刊20面。

2 交差性概念は北米を中心に議論されてきたため、本研究は主に北米の文献を参照した。日本では、差別や不平等の交差について上野千鶴子（1996）による「複合差別論」や、土佐弘之（2011）によるジェ

として、まず第2章では、政策過程において交差性概念の必要性が認識された背景を、1990年代以降の国際的なジェンダー政策の動向に焦点を当てて述べる。続く第3章では、交差性概念の起源を確認し、複雑な抑圧構造とその関係性を分析する理論的枠組みと、社会的正義に向けた批判的実践という2つの側面から、概念を整理する。それを踏まえ、第4章では、権力の場である政策過程で概念を使用する意義について論じていく。結論を先取りして言えば、本研究で示す交差性概念の有効性が政策過程で発揮される状況と、現状の政策過程の間には大きな隔たりがある。そこを出発点としながら、いかにその隔たりを埋めていけるか、最後に今後の課題として、方法論の検討と日本の政策文脈への着目を指摘する。

II. 政策過程に交差性概念が必要となった背景

ジェンダー主流化とは、ジェンダー平等の達成に向けて、政策の立案・実施・評価のすべての段階をジェンダーの視点から点検することを求める取組みである。その誕生は、1980年代以降フェミニズム運動が推進してきた、国や行政との直接的な関わりを通じてジェンダー平等を実現しようとする「国家フェミニズム」と連動しており(申 2015)、ジェンダー主流化は1995年の第4回世界女性会議を契機に、ジェンダー政策における世界的な方針となった。そし

て、その画期性は、一見ジェンダー中立的な政策過程に埋め込まれた男性中心主義を批判し、ガバナンスそのものをジェンダーの視点から見直すことを求めた点にある。

国際的な潮流となったジェンダー主流化が果たした成果は、それまでの女性に特化した女性政策からジェンダーの権力構造に着目するジェンダー政策への転換を促した点、そして主流化を推進する体制として、政府内部に「ナショナル・マシーナリー(国内本部機構)」の設置を促した点にある。また、ジェンダー主流化を推進する政策ツールとして、ジェンダー影響分析、ジェンダー統計、ジェンダー予算などの手法が創出された。日本においても1999年に男女共同参画社会基本法が成立し、2001年に総理府にあった男女共同参画室が、総合調整機能を持つ男女共同参画局として内閣府に設置された。

このようにジェンダー主流化は、政策過程でジェンダーの視点を可視化する上で大きな役割を果たしてきたが、その契機となった第4回世界女性会議の時点で、いかに女性の中の多様性に応答するかという課題も浮上していた。この課題は、フェミニズム運動の中で人種や階級で優位に立つマジョリティ女性が、女性のカテゴリーを普遍化することで、多様な属性を持つ女性を周縁化してきた、という途上国の女性たちやマイノリティ女性からの異議申し立てにより認識されたものである。実際に、第4

ンダー主流化政策の波及／疎外を交差性の観点から考察した研究がある。近年は、熊本理抄(2020)による被差別部落女性の主体形成に関する研究や、清水晶子(2021)、藤高和輝(2022)によるシスジェンダー女性とトランスジェンダー女性の連帯を考察した論考など、「インターセクショナルリティ」を使用した研究も増えている。

回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」では、パラグラフの各所で女性の異なる状況への注視が強調された。

さらに、2000年代以降のフェミニズム政策研究では、初期のジェンダー主流化の成果を踏まえながら、課題に対応したジェンダー主流化の構築に向けた議論が開始される。こうした議論には大きく2つの特徴がある。1つ目は、ジェンダーのみに焦点を当てるアプローチの限界に対する認識である。それまでのジェンダー主流化は、多様性への注視はあるものの男女間の違いに終始し、女性間の違いや権力と不平等に対しては必ずしも十分な関心が払われていなかった(Hankivsky 2005)。また、ジェンダー不平等と他の不平等の相互関連性に対する理解も課題となっていた(Walby 2005)。2つ目は、1つ目に挙げたジェンダー主流化の限界を克服し、包括的な枠組みを検討することである。具体的なアップデート案としては、「多様性主流化」(Hankivsky 2005)、「平等主流化」(Verloo 2006)、「ジェンダー+平等の視点」(Lombardo et al. 2017)などが提唱されている。それぞれの提案の焦点や定義には違いがある一方で、分析カテゴリーとしてのジェンダーを優先することなく、政策過程にある多様な不平等への理解を広げることが共通認識となっている。

ここで重要なポイントは、こうしたジェンダー主流化の改善に向けた議論は、交差性概念の理論的發展を受けて派生したという点である(Walby 2005)。1980年代後半に登場した交差性概念は、様々な差別や不平等はジェンダーや人種などカテゴリーが交差する中で形成されることを指摘し、

ジェンダーのみに焦点を当てるアプローチでは、目標とするジェンダー平等は達成できないという理解をもたらした。これを踏まえ、ジェンダー主流化の再構築では、いかに交差性概念を方法論的に使用するかが中心的なテーマとなっている(Eveline et al. 2009; Hankivsky and Mussel 2018)。また、ジェンダー主流化だけではなく、人種、障害などに関連する他の人権政策においても、カテゴリーごとにアプローチする限界が共有され、2000年代以降、国際社会や欧米の人権政策では不平等や差別の交差性に対する認識が高まっている(Yuval-Davis 2006)。では具体的に交差性とはどのような概念なのか、次章では概念の起源及びその2つの側面から詳述していく。

Ⅲ. 理論及び実践としての「交差性」概念

1. 起源

交差性とは、フェミニスト法学者であるキンバリー・クレンショー(Kimberlé Crenshaw)が、1989年及び1991年に発表した2つの論文で提示した概念である。しかしながら、根底にあるアイデアについては、それ以前から黒人の社会運動の中で共有されていた。社会運動における交差性のアイデアが具体的になるのは20世紀後半のフェミニズム運動の中である。1960年代後半に有色女性によるフェミニズム団体が相次いで創設され、1970年代以降、女性たちの多様な背景を超えた連帯を構築する必要性が訴えられた。彼女たちは、自分たちが直面する複合的な抑圧は、性差別や人種差別など単一の抑圧に焦点を当てるだけでは説明できないという認識を共有してい

たからである (Collins 2015)。有色女性による運動では、黒人女性が中心的な役割を果たしたが、メキシコ系、ラテン系、先住民、アジア系女性など他のマイノリティ女性やグローバルサウスの女性たちも交差性のアイディアの形成・発展に寄与した。この意味で、交差性の起源は複数存在する。

社会運動が1980年代以降衰退する中、交差性概念は学術分野の中で人種・階級・ジェンダーの交差を中心に発展を続ける。アメリカでは黒人女性を中心に、フェミニズム運動から得たアイディアの理論化が進められた。またヨーロッパにおいても、性差別、人種差別、経済的抑圧の相互作用を指す「3重の抑圧 (triple oppression)」に関する議論が活発になされた (Yuval-Davis 2006)。こうした研究の中で生まれたクレンショアの論文は、社会運動から生まれたアイディアを交差性として名付け、関係性、権力関係、社会正義といった、交差性概念の特徴を理論的に整理するとともに、分析ツールとしての有効性を示した点で、交差性の歴史において重要な移行点を形成した (Collins and Bilge 2020)。

このように交差性は社会運動の中で、多様なマイノリティ女性によって創出された概念であり、彼女たちが日々の生活で経験する複合的な抑圧を可視化するとともに、連帯の政治を構築する基盤を模索する中で誕生した。そして、フェミニスト研究者らによって理論的考察が進められ、フェミニズム理論の軸の1つとなった。

2. 交差性概念が持つ2つの側面

学術分野における交差性概念の導入

は、「女性研究がこれまでに関連分野との接合で成しえた最も重要な理論的貢献」 (McCall 2005: 1771) と評されるほど大きな注目を集め、導入から30年近くが経った現在は、多くの研究が蓄積されている。そうした研究において、交差性の定義や具体的な方法論については今日においても議論のテーマであり続けているが、概念に対しては理論的側面と実践的側面の2つを併せ持つことが一定の共通認識となっている (Hancock 2007b; 申 2013; Collins 2015; Collins and Bilge 2020)。具体的には、複雑な抑圧構造とその関係性を捉える理論的枠組みと社会正義を志向する批判的実践という側面である。

1) 複雑な抑圧構造とその関係性を捉える理論的枠組み

交差性概念を理解する上で重要な出発点は、ジェンダー、エスニシティ、階級、障害、セクシュアリティなど社会的カテゴリーは、相互作用の中で形成されるという認識である (Hankivsky et al. 2012; Collins 2015)。そしてこの前提から、交差性概念は、社会的不平等や差別もまたカテゴリーの軸が相互に関連して生じる、という理解をもたらした。交差性概念が創出される以前は、カテゴリーは別個に作用し、性差別や人種差別なども相いれない単体の構造として扱われていた。しかしながら、多様なカテゴリーは相互にからまりながら抑圧構造を形成し、その中で社会的不平等や差別が生じる。それはまた、社会的主体の視点から見ると、抑圧や特権を異なる形で経験することでもある。いかに複合的な抑圧構

造が交差的な位置づけにある集団の経験に影響を及ぼすのか、権力関係の中で形成される複雑な社会的不平等は交差性概念の根源的な分析対象である (Collins and Bilge 2020)。

カテゴリーの相互作用がもたらす効果について、交差性概念を学術分野に導入したクレンショーは、「構造的交差性 (structural intersectionality)」という概念を用いて、そのメカニズムへの注視を促した (Crenshaw 1991)。構造的交差性とは、複数の従属的アイデンティティを持つ集団が、複合的な抑圧構造の中で差別や抑圧を加算ではなく、多層化・習慣化された支配の形態として経験するあり方を捉える概念である。クレンショーは性暴力を例に取り、黒人女性や移民女性が、白人女性とは異なる深刻な被害に遭う実態を言及したが、そうした特定のエスニシティが対象となる性暴力は、アメリカ兵による沖縄女性への性的暴行や在日コリアン女性のチマチョゴリ切り裂き事件として、日本においても顕在化してきた。ただ、黒人女性と在日コリアン女性の状況を、単純に比較することは不可能であるように、ジェンダー化された性暴力がエスニシティや階層など他の属性と関連するあり方は、個別の事例ごとに異なっている。したがって、カテゴリーを単純に付加しても、マイノリティ女性は総じて深刻な性暴力に晒されていると述べる以上の実態が見えるわけではない。むしろ、普遍化できる性暴力があるわけではないという前提から、交差する地点に特有の経験が生じると認識し、歴史的・文化的な文脈に沿って性暴力が人種化、階層化されるプロセスや

あり方を見なくては、一つ一つの事例を理解することはできない。これがカテゴリーの交差で生じる作用は、加算では理解できないと強調される点である。また、こうした性暴力の経験は一過性ではなく、日常に埋め込まれた重層的な抑圧の形態をとる。狭いコミュニティの中で加害者が権力を持つ場合、被害者は性暴力を訴えることが難しいだけでなく、バッシングされる被害にも直面する。また、そうした困難さは時に複数の差別経験による自己肯定感の喪失や、階層的要因と関連した経済的資源の欠如、頼ることができる人間関係の希薄さとも結びつき、暴力的な生活環境や関係性から抜け出す選択肢を被害女性から奪う。

さらに、こうした構造に一見中立的な法や政策も関与している。北米では、女性を守るという名目で性暴力・性犯罪の厳罰化や警察介入の強化が図られているが、これは暴力の減少やコミュニティの安全性の向上に必ずしも繋がるわけではない。むしろマイノリティ女性が被害に晒される危険性を増大させると言われる (Spade 2013)。なぜなら、彼女たちにとって性被害を訴えることは、家族やコミュニティへの警察介入を深刻化させるとともに、セックス・ワークに従事する女性自身が厳罰の対象となるリスクを高めるからである。性暴力の撲滅を目的とする政策の効果は一樣ではなく、場合によっては人種化された性暴力を拡大する。

ジェンダーやエスニシティが関連する中で生じる性暴力の実態やその構造的な問題は、丁寧に論じていくべきテーマであり、ここで触れることができた状況は一端にす

ぎない。ただ限られた事例を通じて共有したかったことは、特定の暴力経験や生きづらさを形成する抑圧構造は、ジェンダーをはじめとする、持って生まれた属性が交差する地点に生じ、それゆえ、その構造は自分の力で簡単には変えることができない習慣的な支配の形態として現れることを、構造的交差性は明らかにする点である。そして、そうした状況を改善すべき法や社会制度もまた、抑圧の構造的な文脈を欠落する場合、特定の集団の脆弱性を深める過程に加担していくことになる(Cho et al. 2013)。本研究の焦点は、この政策と構造的交差性の関連性にあり、続く第4章で詳述していくが、その前に交差性概念が持つもう1つの特徴を確認したい。それは、構造的に生じる不当な抑圧に対し、いかに抵抗しうるかを模索してきた側面である。

2) 社会正義を志向する批判的実践

マイノリティ女性の運動に起源を持つ交差性は、抑圧構造を複雑に捉える理論的枠組みとしてだけでなく、その構造を変革する実践的な側面も強調されてきた。特に、社会変革に向けた集合的行為である社会運動は、複合的な抑圧構造を是正する上で重要な実践であるが、同じ属性を基盤とする戦略は限界を生じさせる。その限界を示すためにクレンショーが使用したのが、「政治的交差性 (political intersectionality)」という概念である (Crenshaw 1991)。これは、被抑圧集団としてのアイデンティティを2つ以上併せ持つ集団が、単一カテゴリーで形成された政治的戦略の中で周縁化・不可視化される状況を指す。黒人女性

は公民権運動とフェミニズム運動に関与してきたが、公民権運動では主に黒人男性が主体となり、フェミニズム運動では主に白人女性が主体となることで、両者から周縁化されてきた。政治的交差性は、社会運動内部で黒人女性を周縁化することによって、黒人男性が経験する人種差別とも、白人女性が経験する女性差別とも異なる、黒人女性固有の差別経験を不可視化することを問題提起した。また、同様の実態は日本の被差別部落女性にも見られる。部落女性は、男性中心主義の部落解放運動の中で女性差別を受けるとともに、部落問題に無関心な女性運動の中でその特有の経験が理解されず、双方の運動で従属化されてきた(熊本 2020)。

政治的交差性はこのように単一軸で形成される連帯が嵌る陥穽を明らかにしたが、そこからさらに「新しい」連帯の可能性も広げてきた。それは共通する属性ではなく、抑圧を受けそれに抵抗するという経験の共通性によって見出しうるつながりである。この含意を「ハンマーの類縁性」という用語から説明したサラ・アーメッド (Sara Ahmed) の見解に沿って説明すれば、次のように言えるだろう。社会には、特権のある者が通り抜けることができる様々な壁があるが、特権のない者はそうした壁に立ちふさがれ、規範や制度による暴力、いわば「ハンマー」で自身の存在を削り取られる経験ををする (Ahmed 2016)。ただ、こうした経験は同時に、自分が普段知りうるのではない壁に他者が直面している事実に触れる機会でもある。アーメッドの考察を踏まえ清水晶子が強調するのは、自己と他者が経

験する抑圧や暴力は「同じではない」と確認する時に初めて、その「類縁性」を見出すことが可能であるという点だ(清水 2021)。部落女性と非部落女性が直面する女性差別について、その経験は異なるため同じ戦略によって両者の受ける差別を解決することはできない。しかし、非部落女性が自身の女性差別に抵抗する際に、「同じではない」ことに意識的である限りにおいて、部落女性も相関性のある女性差別に抵抗していることに気づきうる。そこが、特定の経験を特権化しない、新たな連帯の起点となる。

こうした抑圧経験の相関性を見出そうとする視点は、実際に社会運動における連帯のあり方を豊かにしてきた。集団内部の多様性を意識した連帯については、交差性概念のアイデアを創出したマイノリティ女性自身が進めてきた実践であり、その実例の1つは日本におけるアイヌ女性、部落女性、在日コリアン女性による連帯である。3つの女性団体は日本で初となるマイノリティ女性自身による複合差別の実態調査を行い³、政策提言活動を行ってきた(元 2015)。また、交差性概念は、特定の抑圧に連携して抵抗する基盤となるだけでなく、異なる目標を持つ集団間が複数の抑圧に同時に取り組む基盤ともなる。2020年に起きた警察官による黒人男性殺害事件を機に、世界的な潮流に発展しているブラック・ライブズ・マターは、運動の中心に交

差性概念を使用し、人種差別、性差別、資本主義、植民地主義、監獄・警察暴力からの一体的な解放を目標とする実践である。

上記の事例は、多様な主体が繋がる広範な連帯を、交差性概念は可能にするだけでなく、民主的な社会形成に向けた抵抗の戦略そのものを充実させることを示している。そして、こうした実践は社会運動の領域に限定されるわけではない。あらゆる抑圧構造の相互関連性という事実は、社会に生きる誰もがそうした構造に無関係ではないことを提起する。藤高和輝の言葉を借りれば、交差性は「差異を主張しながら、しかし〈私〉と〈あなた〉のつながりを今一度真剣に考えるために導入された用語」であり(藤高 2022: 150)、一人ひとりに自己の位置づけ、特に特権に対する内省的な気づきをもたらしてきた。それはまた、差別や不平等に抵抗する実践には、抑圧される者だけではなく、特権を持つ者が関与しなくては解決できない、という集合的意識も促している。日々のあらゆる場において、それぞれの位置づけの中で社会正義に関与する機会を交差性概念は切り拓くのである。

3. 小括

本章では、理論的枠組みと批判的実践という2つの側面に焦点を当てながら交差性概念の整理を行ってきた。最後に冒頭で触れた今日の多様性の推進に対して、交差性

3 日本のマイノリティ女性の運動では一般的に交差性ではなく「複合差別」が使用されてきた。その背景に、複数の差別を同時に経験する状況を概念化した上野千鶴子による「複合差別論」の影響がある(上野 1996)。熊本(2020)は、上野の議論がマイノリティ女性を周縁化してきた日本のフェミニズムを十分に批判しておらず、差別の「複合性」が見えないまま「複合差別」が使用される問題を指摘している(pp.355-357)。

の視点が提起する課題をまとめ、本章の小括としたい。

「みんなちがって、みんないい」という金子みすゞの詩がしばしば引用されるように、多様性は差異を肯定的に捉え、特にマイノリティにとって生きやすい社会を推進する言説として、現代社会で大きな影響力を持つ。しかしながら、岩淵功一が指摘するように、その取組みは必ずしも様々な差異や多様性が平等に包摂される取組みとなっているわけではない。むしろ、ダイバーシティ・マネジメントなど「文化的にも経済的にも有益」で「生産的で、調和的」な多様性のみが肯定的なものとして語られる一方で、不平等や差別の是正に向けた取組みは「驚異的で、分断的で、否定的なもの」として切り離され、後景化される傾向も見られる（岩淵 2021: 16）。しかしここには「差異」に対する皮相的な考え方が潜んでいるのではないだろうか。いわば、不平等や差別の是正で生じる対立から避けたいという心情は、権力を持つ側がマイノリティの持つ差異を脅威として対立的に捉えるがゆえに生じるものである。したがって、その立場からの多様性は、問題を起こさないように差異を並列化し、現状の心地よさを侵害しない程度に許容するかを決める、包摂と排除のメカニズムを内包する。そして、交差性概念が批判してきたのは、まさにこの権力側が差異を対立的にし、支配や特権構造は問わないままにする思考自体である（Cho et al. 2013）。差別や不

平等を加算的に捉えるアプローチや、単一軸で形成される政治的戦略を問題視してきた背景には、差異を単純化することで構造的な文脈を欠落し、従属化される経験を不可視化する権力関係への異議申し立てがある（Hancock 2007a; 熊本 2020）。同時に交差性概念は、こうした差異を「どちらも／あるいは」という二項対立的に捉える思考を問い直すだけでなく⁴、その代わりとなる「どちらも／かつ」という包摂的な思考を模索してきた（Collins 2019: 218）。この思考は、本章で見てきた理論的枠組みと批判的実践の両側面に貫かれている。交差する地点に特有の経験があることを強調し、抑圧の相関性を基盤とする連帯を推し進めるその先には、誰もが等しく尊重される社会への展望がある。交差性概念は、多様性や平等の言説において誰がどのように関与しているのか批判的に問うだけではなく、実質的な多様性や平等が担保される社会構築に向けた実践・思考の包摂性も提起してきたと言えるだろう。次章では、こうした特徴を持つ交差性概念が、権力のある政策過程にもたらす示唆について検討していく。

IV. 政策における交差性概念の有効性

公共政策は、差別の是正や多様性の尊重を公共的な課題として認識してきたが、そこには社会にある様々な不平等も埋め込まれており、政策の効果は必ずしも公正に及ぶわけではない。特に生の複雑さを看過する場合、既存の不平等や抑圧を固定化・強

4 日本においても土佐（2011）が、ムスリム女性のヴェールをめぐる政治の考察から単純な二項対立図式で捉えることの危うさを指摘し、交差性は「複雑系としての社会」（pp.61）について再考を促す契機を与えてくれると述べている。

化する危険性もある。本章では、政策が持つ特質を概観し、政策が不平等の形成に関与する2つのパターンを述べる。そして、交差性分析が政策過程に提示する意義を整理した上で、実践における限界と今後の課題について述べる。

1. 政策過程が内包する特質

政策の特質について、まず政策の定義から確認したい。政策とは中心的な実施主体である政府の活動に焦点を当てたものであるが、政策を通じて政府は「環境諸条件またはその対象集団の行動」に対して、「何らかの変更を加えようとする意図」をもって働きかけを行う（西尾 2001: 245-246）。その働きかけの意図は「公共的問題を解決する」ことにあり、そのために政策は「方向性と具体的手段」として構築される（秋吉ほか 2020: 27）。すなわち、政策とは、政府が主体となって、社会における公共的問題を解決するために、特定の状況や対象に対して意図的に働きかける方向性や具体的な手段を示したものである。こうした政策を通じた働きかけが可能となるのは、政府が公権力を行使する正統性を持つことに起因する。このため、政策過程の様々な段階で政策対象は権力の影響を受ける。政策立案・決定段階では、官僚や関係団体、専門家といった利害関係者が中心的となり、対象の視点は必ずしも優先的に反映されるわけではない。また実施段階における行政と対象の関係では、常に行政側が優位に立つ力学が存在する。

権力性と併せて、政策設計、立案、実施、評価という一連の過程は、漸進主義・還元

主義といった特質を内包しており、本来複雑な政策課題や対象が単純化されやすい傾向がある（Manuel 2006）。まず、漸進主義とは、前例を踏襲しながら少しずつ目的を達成しようとする立場であり、チャールズ・リンドブロム（Charles Lindblom）のインクリメンタリズム理論によって示された特徴である。政策過程のうち、特に設計・立案段階は、多様なアクターによる相互調整の中で、主流の政策との整合性や確保できる資源によって決定が行われたため、既存の制度を修正・転用するなど、比較的簡易でコストが少ない解決法が選好される。政策過程における漸進主義とは、主流の枠組みの中で「政治的に」実施可能な解決策が選択される傾向を指す（Manuel 2006: 194）。次に、還元主義とは複雑で抽象的な事象や概念を単一レベルで解明しようとする立場である。政策過程では、社会に顕在化している問題を公共的に取り組む必要があると認識したとき、それを政策課題として設定し、政策の目的・対象・手段を決定する。こうしたプロセスでは利害の一致を試みる中で、政策課題を単一で「扱いやすい」ように「集約」するなど還元主義に陥りやすい（Manuel 2006: 194）。

政策過程には無数の要因が関連するため、常に目標とする成果を生み出せるわけではないが、こうした権力性、漸進主義・還元主義といった特質は、政策課題の複雑さや対象の固有の経験の欠落を招き、意図せず抑圧的な作用を生じさせることになる。

2. 政策における社会的不平等の生産

以下では外国人技能実習制度とDV被害

者支援の事例から、特定の集団を対象にする政策と普遍性を重視する政策の2つのパターンにおいて、政策が不平等の生成を構造化するあり方を検討していく。

1) 特定の対象にアプローチする政策

政策過程では、政策の目標に沿って対象とする集団を特定の政策用語で名付け、カテゴリー化することがある。例えば、2013年に制定された生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前あるいは保護からの脱却段階での自立の強化を図るために、「生活困窮者」と法で規定された対象にアプローチする政策である。また、児童福祉法では、妊娠中から支援が必要と認められる妊婦を「特定妊婦」として定義し、出産前後の支援を推進してきた。こうしたカテゴリー化は、支援が必要な対象に対して効果的に介入することを目的としているが、その設計によっては生の実態とかけ離れてしまうことがある。なぜなら、政策過程には、ジェンダー、エスニシティ、セクシュアリティ、障害、年齢、階級など多様なバイアスが埋め込まれており、政策設計もそうしたバイアスと無縁ではないからである (Lombardo et al. 2017)。

冒頭でも触れた外国人技能実習制度とは、「技能実習」という在留資格を得て来日した外国人労働者を日本企業が受け入れることで、「開発途上地域等への技能等の移転」を図り「経済発展を担う人づくり」に協力することを目的とする制度である (法務省・厚生労働省 2016)。ただ、国際貢献という華々しい目的の背後には、移民の積極的受け入れを避けてきた日本政府の方針

により、「技能実習生」という特殊なカテゴリーを創出した事情もある。日本人労働者だけではなく、移民や外国人労働者とも異なる存在として差異化された「技能実習生」には、原則受け入れ企業を変更できない、家族帯同ができない、滞在期限に限りがあるなどの制約が課されており、この制約下で長時間労働・低賃金・給料天引きなどの経済的搾取や、暴力やハラスメントに晒されていることが指摘されている。ベトナム人技能実習生の実証研究を行っている巢内尚子が、制度が実習生を「交渉力がぜい弱な使い勝手のよい労働者」にしてしまい (210)、「人間関係の構築」や「社会とのつながり形成」からも排除していると述べたように (巢内 2019: 234)、外国人技能実習制度は、構造的に対象の位置づけを不安定にし、またそこから抜け出すことを困難にする作用を持つ。

さらにこうした構造の中で人種とジェンダーが交差するとき、制度は特定の抑圧を生成している。そうした実態が顕在化したのが、女性技能実習生の新生児遺体遺棄事件である。女性技能実習生の妊娠は本来、休業制度や支援制度などの労働関係法令の適用対象になる。しかしながら、実際には妊娠・出産することが想定されていないため、実習生に関わる受け入れ企業・管理団体・送り出し機関などの関係者は、妊娠を女性技能実習生の「落ち度」としてみなし、帰国や中絶を強要する事例もあるなど、妊娠を懲戒的に扱う実態がある (巢内 2021: 365)。女性技能実習生が孤立の中で出産に追い込まれるという事例は、日本社会から実習生を排除する人種抑圧的な制度の中

で、女性の身体を家父長的に管理する支配構造が相乗的に作動し、生み出された抑圧の結果である。外国人技能実習制度から見えることは、制度設計の段階で排除的な差異化を行う政策は、一人ひとりの対象が持つ人生の展望を支援するどころか、それを妨げるものとして機能し、特有の抑圧や暴力を創出してしまふということである。

2) 「画一的な (One-Size-Fits-All)」アプローチによる政策

政策過程で不平等を生産するパターンの2つ目は、政策が対象に「画一的な (One-Size-Fits-All)」アプローチを取ることで発生する。画一的なアプローチとは、公平性を原則に平等な扱いを重視する手法であり、昨今の新型コロナウイルス感染症に伴うワクチン接種など、広く万人に適用される政策と、障害者や高齢者など特定の社会集団を対象にする政策の両方が当てはまる。公平性を掲げる点で、画一的なアプローチは一見妥当性があるように見えるが、対象の社会的位置づけは一人ひとり異なるため、誰にも「同じ」手法を取ることは、必ずしも政策の影響も中立的に及ぶわけではない (Hankivsky and Cormier 2011)。

日本におけるDV被害者支援は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)において、相談、一時保護、自立という一連の支援過程を規定し、この枠組みに沿って対象となるDV被害者に対し、全国一律に

支援が提供されることになっている。この意味でDV防止法では共通の支援枠組みが想定されているが、対象となる被害者を単一に捉え、異なる状況が無視されてきたわけではない。例えば、女性障害者については、個々の障害に応じてバリアフリーのある設備や介助者の配置が求められるとともに、高齢女性の中には介護のニーズがある被害者もいる。また被害状況を詳細に説明する日本語能力を備えていない外国人女性に対しては、支援において通訳を配置し、十分な意思疎通が可能となる環境を整備する必要がある。こうした状況を踏まえ、DV防止法第23条では「被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重する」と明文化し、障害者、高齢者、外国人への適切な配慮の実施や、職務関係者への啓発の推進を方針で示してきた⁵。

しかしながら、法や方針に明記されていても、多様なニーズを持つ被害者は制度からこぼれおちる実態がある。女性障害者に対しては、DV防止法ではなく障害関連施策の中での対応が優先され、DV被害者支援に「のりにくい現実」がある(湯澤ほか2013: 87)。高齢女性は長年のDV被害によって孤立状況にあることが多く、就労による経済的自立が難しいため、支援の選択肢や使用できる社会資源が少ない(勝亦2011: 97-98)。外国人女性は言語や文化的な差異が支援の障壁になるほか、在留資格が不安定な場合二次被害に遭いやすく、自治体によって対応が異なることも指摘されて

5 男性と性的マイノリティのDV被害に多様な属性が交差する実態については、本研究で扱った女性とは異なる状況が予測されるが、被害自体が潜在化しており資料も乏しい点は強調が必要である。

いる（齋藤 2013: 49-51）。

こうした状況は、被害者に共通する DV 被害経験があることを前提に政策設計を行うことで、実際には異なる経験を不可視化する画一的なアプローチの限界から生じている。DV 防止法は被害者の多様な属性について認識しているが、女性障害者、高齢女性、外国人女性それぞれが特有の被害や支援ニーズを持つ構造自体の違いは認識せず、総括して「配慮」を強調するに留まる。その結果、明確な対応方針がないまま自治体の裁量に任され、必ずしも適切な支援が提供されない状況が生み出されている。なお、行政では対応できない個別的支援については、女性団体を中心とする民間団体が補完する役割を果たしてきたが、特定の属性を持つ DV 被害者に直接アプローチする制度がなければ、民間団体の努力に依存する構造自体は温存されることになる。さらに、上記の障害者関連法が DV 防止法に優先される事態は、複数の属性を持つ対象を脆弱にする作用は政策の内部だけではなく、複数の政策の狭間に置かれることでも起こりうることを示唆している。画一的なアプローチがもたらす作用は、政策内と政策間の双方に注目する必要がある。

3. 交差性の視点からの政策分析の有効性

特定の対象もしくは普遍的に対象を想定するかで政策のアプローチは異なるが、両者ともに対象の多様な属性への視点が欠ける場合、本来の目標を妨げるような負の影響を生む点では共通している。特に、カテゴリーが相互に関連して抑圧構造を形成するという構造的交差性の観点から、政策の

固有の文脈が、交差する地点に生み出す影響や不当な待遇の差を明らかにしなくては、政策が抱える構造的な問題を是正していくことはできない。このため、政策が生み出す権力作用を理解することが重要となるが、その手法として期待されているのが、交差性の視点からの政策分析である。

北米の政策研究では既に分析モデルの検討が進められており、オレナ・ハンキヴスキー（Olena Hankivsky）が中心になった研究チームは、実際の政策過程で使用することを目標にした「交差性に基づく政策分析（Intersectionality-Based Policy Analysis）」を設計している（Hankivsky et al. 2012）。その主な特徴としては、カテゴリーの交差、権力、内省性、社会的正義といった、分析に反映すべき交差性概念の主要な要素を提示するとともに、個々の政策に合わせて柔軟に使用できる 12 の問いを提案している。12 の問いは、政策課題が設定された文脈やプロセス、対象の表象に着目する社会構築主義の視点に基づいた設問を基軸としながら、その表象によって異なる対象が受ける影響や、特定のカテゴリーの交差に生じている具体的な不平等を考察する設問で構成される。さらに、分析結果を踏まえて効果的な政策提言が行えるよう、短期・長期的に実現可能な改善策を考察することも推奨されている。

こうした交差性の視点からの政策分析が持つ意義の 1 つは、政策対象や課題に対する理解を拡大し、政策過程を多面的に捉えなおす情報を創出する点にある（Hankivsky et al. 2012）。特に、異なる対象への影響や政策の権力作用は、費用対効果分析やアウト

カム指標に基づく業績評価など、主流の政策分析手法では把握されていない側面であり、政策の評価手法として交差性分析を活用することが期待されている。また、2つ目の意義は、人権尊重や社会正義の重要性を政策過程で強調する点にある。あらゆる人の生を保障することは、政策が本来中心に据えるべき目標であるが、残念ながら常に意識されているとは言い難い。先ほどの技能実習制度の事例に戻ると、新生児遺体遺棄事件を受けて政府は技能実習生の妊娠に関して2度の注意喚起を行い、実際にスリランカ女性が2022年に産休を取得し出産に至っている⁶。しかしながら、実習生は原則家族帯同が認められていないため、子どもは国外退出を迫られる可能性があり、女性が育児しながら実習を継続できるかが懸念されている。出産・育児支援という当然の権利すら保障できない制度の問題は、通知といった形式的な手法では解決できないことを、この事例は鮮明に示しているだろう。交差性の視点からの政策分析は、対象の脆弱性を深めるような政策の作用を明らかにするだけではなく、一人ひとりの生をサポートする政策とは何かを、政策過程で提起する役割も担っている。

4. 交差性概念を導入した実践と今後の課題

ここまで交差性概念を政策分析に使用する意義について論じてきたが、概念の使用は、政策全般、特に人権政策において期待が寄せられている。第2章で触れたように2000年代以降の国際人権言説では、2001年

に南アフリカ共和国ダーバンで開催された「人種主義に反対する世界会議」を契機に概念の可視化が進んでいる。ジェンダー平等の分野では、女性差別撤廃委員会が2010年に採択した「一般勧告第28号」において、締約国は交差的な差別が及ぼす負の影響を法的に認識・禁止し、必要に応じて暫定的特別措置を取ることが義務づけられた。また国際社会と連動して、各国においても取り組みが広がっている。その一例としてカナダでは、連邦政府が推進するジェンダー主流化の具体的な手法である「ジェンダー分析 (Gender Based Analysis)」を2011年に刷新し、交差性概念を意味する「+」を付け加えた「ジェンダー分析+」を推進している。

しかしながら、こうした実践は交差性概念が提示してきた複雑な差別や不平等の構造を明らかにし、広範な連帯によって変革する展望とは、大いかけ離れているのが実情である。女性差別撤廃委員会による各国政府への勧告は法的拘束力を持たないがゆえ、交差的な人権侵害が軽視される実態も生じている(元2016)。また、カナダのジェンダー分析+については、交差性が統合された経緯や概念への理解が行政内部で乏しく、ジェンダーに他のカテゴリーを付け加えた加算的アプローチに留まっている状況も明らかになっている(Hankivsky and Mussel 2018)。政策過程における交差性概念の使用は未だ模索段階にあり、概念が持つ有効性の発揮には、さらなる理論的考察と実践の積み重ねが求められている。最後にそうした検討における課題として、二点

6 「実習生女性が産休取得 スリランカ人、育休も希望」『神奈川新聞』2022年4月1日、朝刊27面。

を指摘したい。

一点目は、方法論の精緻化である。学術分野に交差性が導入されて以降、概念の画期性は称賛されてきた一方で、方法論の曖昧さは常に課題となってきた (Hancock 2007a)。こうした実態から個々の学問領域で、研究テーマに合わせた様々な方法論が試みられているのが現状であり、先ほどのハンキヴスキーほかの取組みは、この課題を踏まえ政策分析の手法を検討したものである (Hankivsky et al. 2012)。ただ、政策過程で交差性概念を使用する具体的な方法について、今のところ共有された決定的なものではなく、そうした方法を政策過程のどの段階でどのように導入するのが効果的なのか、共通認識は見られていない (Hankivsky and Cormier 2011)。また、現状の実践は政府機関内部での取組みが中心となっていることも課題である。欧米ではマイノリティ女性やフェミニスト研究者の働きかけにより、ジェンダー主流化への交差性概念の導入が進められているが、幅広いアクターとの連携によって推進するには至っていない (Verloo 2013)。今後は市民社会との連帯を構築しながら、概念を使用した包括的な手法や平等戦略を考案していくことが求められている。

二点目は、日本の政策文脈への着目である。政策過程で生の具体性が欠落する要因として、本研究では還元主義や漸進主義を挙げたが、それ以外にも日本に特有の要因があることが考えられる。ここでは実証的な考察まで踏み込むことができないが、要因の1つとして挙げられるのが縦割り行政である。制度の狭間問題や複数の部署間に

おける責任所在の曖昧さといった弊害は、DV 被害者支援だけでなく政策全般で交差的な位置づけにある対象を不可視化し、その固有の支援ニーズにアプローチする障壁となることが推測される。また、国と地方自治体、民間セクターの権力関係も、対象の生の実態に応答した政策形成と実践を妨げうる。日本の政策の大半は国が法律を制定し、「地域の実情」に合わせて実施することが強調されるが、「技術的助言」という通知や通達が頻繁に発出される状況は、地方自治体が地域特性に応じて柔軟に政策形成を行う能力や裁量を制限している。なお近年は委託制度によって民間セクターが実施を担うことが多いが、単年度予算編成といった政策設計は、短期間で成果や実績を委託団体に要請するプレッシャーとなり、団体運営の不安定化や実践の疲弊化をもたらしている。こうした要因と併せて、政策の影響分析を行う制度が現状の政策過程にないことも問題である。このため、政策の全体像やその過程は政策の外だけではなく、中にいる実務者にとっても把握することは難しく、日々の実践の影響を知ることは不可能に近い。こうした日本に特有の構造的要因が、それぞれの政策文脈でどのような不平等を生成しているのか、実証的な政策研究を推進していくことが今後の課題である。また、本研究で使用した事例に限らず、全ての政策が分析の対象となる。近年は社会政策研究においても、ジェンダーと階級・階層や地域などの交差に注目する必要性が提起されている (木本 2010)。交差性の視点は男性稼ぎ方モデルを前提としてきた社会政策に新たな視座をもたらすと

ともに、それを脱却する政策構築の一助にもなることが期待される。

V. おわりに

いかに政策は社会に生きる多様な人々の生を改善できるのか。そうした問いから本研究は始まり、交差性概念を政策に使用する意義について考えてきた。持って生まれた属性によって不当な扱いを受ける状況は、時に政策過程でも生じる。そうした状況を認識しながら、多様な生の改善を模索する交差性の視点は多くの可能性を示している。社会政策においては、カテゴリーの交差で生じる脆弱性への理解が進むことで、異なる対象に効果的にアプローチする方途が見出しうるだろう。また、特定のマイノリティに対するヘイトスピーチや誹謗

中傷が強まる中、複数の属性を持つがゆえに深刻な人権侵害に合う被害者の救済において、複数の差別を分離することなく交差する地点にある固有の差別への理解は不可欠になっている。しかしながら、概念の実践的使用には未だ多くの課題が残されている。方法論の曖昧さを解きほぐしながら、それ自体が複雑な権力のある政策過程において、概念の有効性を多様なアクターとどのように共有するか、現状、即効性のある解決策はない。それでも、他者を脅威ではなく連帯する相手としてつながりを見出し、社会問題の複雑さに対する理解を広げていくこと、それは形式的な多様性の尊重に留まることのない、包摂的な社会の構築に向けた第一歩ではないだろうか。

参考資料

- Ahmed, Sara, 2016, An Affinity of Hammers, *TSQ: Transgender Studies Quarterly*, 3 (1-2): pp22-34.
- 秋吉貴雄・伊藤修一・北山俊哉, 2020, 『公共政策学の基礎 [第3版]』有斐閣.
- Cho, Sumi, Crenshaw, Kimberlé and McCall, Leslie, 2013, "Toward a Field of Intersectionality Studies: Theory, Applications and Praxis", *Signs: Journal of Women in Culture and Society*, 38 (4): pp.785-810.
- Collins, Patricia Hill, 2015, "Intersectionality's Definitional Dilemmas", *The Annual Review of Sociology*, 41: pp.1-20.
- . 2019, *Intersectionality As Critical Social Theory*, Duke University Press.
- Collins, Patricia Hill, and Bilge, Sirma, 2020, *Intersectionality (Key Concepts)*, 2nd edn. Polity Press. (小野理乃訳, 下地ローレンス吉孝監訳, 2021, 『インターセクショナリティ』人文書院)
- Crenshaw, Kimberlé, 1991, "Mapping the Margins: Intersectionality, Identity Politics, and Violence against Women of Color". *Stanford Law Review*, 43(6): pp.1241-1299.
- Eveline, Joan, Bacchi, Carol and Binns, Jennifer, 2009, "Gender Mainstreaming versus Diversity Mainstreaming: Methodology as Emancipatory Politics", *Gender, Work and Organization* 16(2): pp.198-216.
- 藤高和輝, 2022, 『〈トラブル〉としてのフェミニズム——「とり乱させない抑圧」に抗して』青土社.
- Hancock, Ange-Marie, 2007a, "When Multiplication Doesn't Equal Quick Addition: Examining Intersectionality as a Research Paradigm", *Perspectives on Politics*, 5(1): pp. 63-79.
- . 2007b, "Intersectionality as a Normative and Empirical Paradigm", *Politics & Gender*, 3(2): pp.248-254.

- Hankivsky, Olena, 2005, "Gender vs. Diversity Mainstreaming: A Preliminary Examination of the Role and Transformative Potential of Feminist Theory", *Canadian Journal of Political Science / Revue canadienne de science politique*, 38(4): pp. 977-1001.
- Hankivsky, Olena and Cormier, Renée, 2011, "Intersectionality and Public Policy: Some Lessons from Existing Models", *Political Research Quarterly*, 64(1): pp.217-229.
- Hankivsky, Olena, Grace, Daniel, Hunting, Gemma, Ferlatte, Olivier, Clark, Natalie, Fridkin, Alycia, Giesbrecht, Melissa, Rudrum, Sarah and Laviolette, Tarya, 2012, "Intersectionality-Based Analysis". In Hankivsky Olena eds., *An intersectionality-Based Policy Analysis Framework*, Vancouver, BC: Institute for Intersectionality Research and Policy, Simon Fraser University, (2022年4月28日取得) <https://data2.unhcr.org/en/documents/download/46176>.
- Hankivsky, Olena and Mussell, Linda, 2018, "Gender-Based Analysis Plus in Canada: Problems and Possibilities of Integrating Intersectionality", *Canadian Public Policy*, Vol. 44(4): pp. 303-316.
- 法務省・厚生労働省, 2016, 「技能実習法が成立しました！」(2022年4月28日取得) https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/0000167113_5.pdf.
- 岩淵功一, 2021, 「多様性との対話」, 岩淵功一編『多様性との対話：ダイバーシティ推進が見えなくするもの (青弓社ライブラリー, 100)』青弓社.
- 勝亦麻子, 2011, 「配偶者暴力相談支援センター及び女性センターにおける高齢期のDVの支援：相談員の研修参加と高齢者虐待支援者との連携の関連に焦点を当てて」『総合福祉研究』(16): pp. 89-104.
- 熊本理抄, 2020, 『被差別部落女性の主体性形成に関する研究』解放出版社.
- 厚生労働省, 2018, 『平成30年版厚生労働白書』(2022年4月28日取得) <https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/18/>.
- Lombardo, Emanuela, Meier, Petra and Verloo, Mieke, 2017, "Policymaking from a Gender+ Equality Perspective", *Journal of Women, Politics & Policy*, 38(1), pp.1-19.
- Manuel, Tiffany, 2006, "Envisioning the Possibilities for a Good Life: Exploring the Public Policy Implications of Intersectionality Theory", *Journal of Women, Politics and Policy*, 28(3-4): pp.173-203.
- McCall, Leslie, 2005, "The Complexity of Intersectionality", *Signs: Journal of Women in Culture and Society*, 30 (3): pp. 1771-1800.
- 元百合子, 2015, 「マイノリティ女性に対する複合差別と国際人権基準」『国際人権ひろば』アジア・太平洋人権情報センター。(2022年4月28日取得) <https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section1/2015/>.
- . 2016, 「マイノリティ女性に対する複合差別と国際人権条約」, 浅倉むつ子責任編集『ジェンダー法研究 特集 複合差別とジェンダー』(3): pp. 1-31.
- 木本喜美子, 2010, 「序章 企業社会の変容とジェンダー秩序」木本喜美子, 大森真紀, 室住 眞麻子 編著『社会政策のなかのジェンダー (講座現代の社会政策, 4)』明石書店.
- 西尾勝, 2001, 『行政学 (新版)』有斐閣.
- 齋藤百合子, 2013, 「外国人女性たちのいま」戒能民江編著『危機をのりこえる女たち—DV法10年、支援の新地平へ』信山社.
- 清水晶子, 2021, 「『同じ女性』ではないことの希望—フェミニズムとインターセクショナリティ」, 岩淵功一編『多様性との対話：ダイバーシティ推進が見えなくするもの (青弓社ライブラリー, 100)』青弓社.
- 申琪榮, 2013, 「マイノリティ理論の探索—非本質的・包括的研究のために」『日本研究所日本批評』第8号: pp.22-51 (신기영, 2013.02, 마이너리티 이론의 탐색-비본질적·포괄적 연구를 위하여,

- 서울대학교 일본연구소, 일본비평 8호) (長谷川渚紗訳参照)
- . 2015, 『『ジェンダー主流化』の理論と実践』『ジェンダー研究』第18号: pp. 1-6.
- 巢内尚子, 2019, 『奴隷労働: ベトナム人技能実習生の実態』花伝社.
- . 2021, 「インターネットと移住女性と対抗的な公共圏: ベトナム人カトリック・コミュニティによる妊娠女性の支援を事例に (特集 コロナウイルス禍の中の外国人労働者の権利)」『日本の科学者』56(9): pp.362-368.
- Spade, Dean, 2013, “Intersectional Resistance and Law Reform”, *Signs: Journal of Women in Culture and Society*, 38 (4):1031-1055.
- 土佐弘之, 2011, 「比較するまなざしと交差性——ジェンダー主流化政策の波及 / 阻害をどう見るか——」『日本比較政治学会年報』13: pp.33-72.
- 上野千鶴子, 1996, 「複合差別論」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編『岩波講座現代社会学15 差別と共生の社会学』岩波書店.
- Verloo, Mieke, 2006, “Multiple Inequalities, Intersectionality and the European Union”, *European Journal of Women's Studies*, 13 (3): pp.211-228.
- . 2013, Intersectional and Cross-Movement Politics and Policies: Reflection on Current Practices and Debates, *Signs: Journal of Women in Culture and Society*, 38 (4):893-915.
- Walby, Sylvia, 2005, “Gender Mainstreaming: Productive Tensions in Theory and Practice”, *Social Politics*, 12(3): pp. 321-343.
- Yuval-Davis, Nira, 2006, “Intersectionality and feminist Politics”, *European Journal of Women's Studies*, 13(3): pp. 193-209.
- 湯澤直美・戒能民江・堀千鶴子, 2013, 「制度からこぼれおちる女性たち」戒能民江編著『危機をのりこえる女たち—DV法10年、支援の新地平へ』信山社.

(掲載決定日: 2022年6月10日)

Abstract

The Effectiveness and Challenges of Intersectionality in Public Policy: An Analysis Using the Perspective of Theoretical Frameworks and Critical Praxis

Mami TAKAHASHI

The awareness of diversity has increased in recent years, generating the urgent need to understand and respond to multiple forms of inequality and discrimination resulting from differences between populations. This study builds on the extant research to examine the concept of intersectionality and demonstrates the effectiveness and challenges of applying this principle to public policy. The concept of intersectionality is grounded in social movement and offers two perspectives. First, it delivers a theoretical framework enabling the analysis of complex systems of oppression and power relations. Second, it presents a critical praxis perspective seeking to achieve social justice. These two standpoints are particularly useful for public policy, which reflects varied social inequalities. Intersectionality-based policy analysis enables researchers to apprehend the manifold differences and unequal power relationships in policy development. Such examinations also allow the critical questioning of policymaking processes to build equitable societies. Despite the promise of incorporating intersectionality into public policy, developing effective practical methods and conducting further intersectionality-based analysis are critical, especially in the context of policies in Japan.

Keywords

intersectionality, public policy, inequality, diversity, feminist policy studies

